

大分市告示第603号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、
特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和3年12月8日

大分市長 佐藤 樹一郎



1. 指定する区域

別図のとおり

（大分市大字鶴崎字西浜 1789 - 1 の一部、1789 - 7、1788 - 1 の一部、
1788 - 2、1786 - 3 の一部、1786 - 1 の一部、1787 - 1、1783 - 2、1783
- 4、1785 - 3 の一部、1783 - 5、1785 - 1 の一部、1783 - 3、1783 - 1、
1792 - 1、1792 - 4、1792 - 3、1792 - 2、1792 - 5、1791 - 1、1797 - 4、
1797 - 1、1797 - 3、1792 - 2）

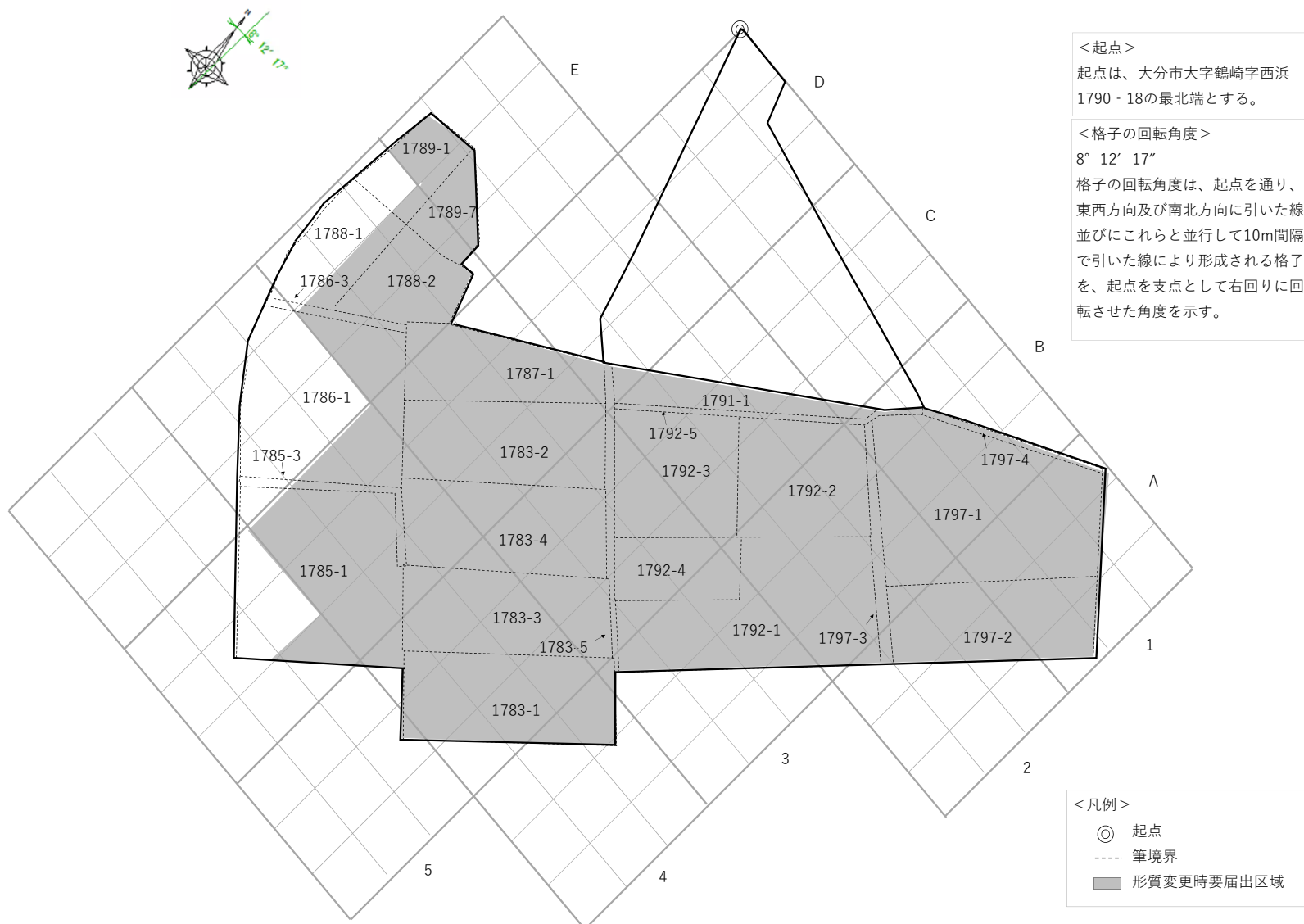
2. 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項
の基準に適合していない特定有害物質の種類

- ・ふっ素及びその化合物
- ・シアン化合物
- ・セレン及びその化合物

3. 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項
の基準に適合していない特定有害物質の種類

- ・鉛及びその化合物

別図



注) 現況と公図にズレがあったため、公図を現況に合うように、一部修正して作成。